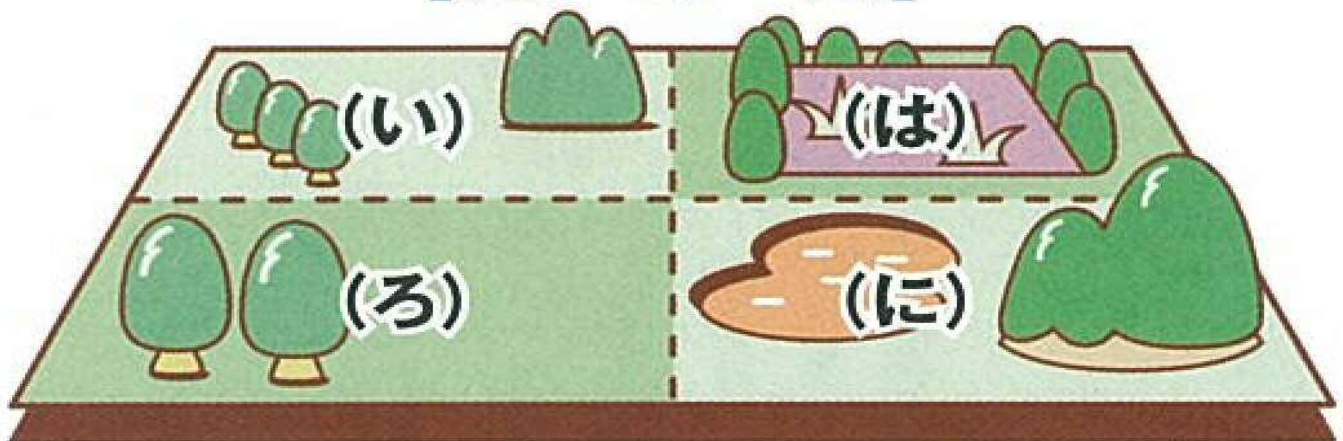


一団の土地取引(事後届出制の場合)

個々の面積は小さくても、権利取得者(売買の場合であれば買主)が権利を取得する土地の合計が左記の面積以上となる場合(「買いの一団」といいます。)には届出が必要です。

【買いの一団】



売る人	(土地)	買う人
甲さん	(い)	Aさん
乙さん	(ろ)	
丙さん	(は)	
丁さん	(に)	

(い+ろ+は+に) ≥ 一定面積

(い+ろ+は+に) の面積が一定面積
(面積要件) 以上の場合は届出が必要